川崎市上下水道局水道事業及び工業用水道事業に係る自家用電気工作物保安要綱

目次

第１章　総則（第１条～第４条）
第２章　保安業務の運営管理体制（第５条～第１２条）
第３章　保安教育（第１３条・第１４条）
第４章　工事の計画及び実施（第１５条・第１６条）
第５章　使用前自主検査（第１７条）
第６章　保守（第１８条・第１９条）
第７章　運転又は操作（第２０条）
第８章　発電設備の長期間停止等（第２１・第２２条）
第９章　災害対策（第２３条）
第１０章　記録（第２４条）
第１１章　責任の分界（第２５条・第２６条）
第１２章　雑則（第２７条～第３２条）

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号。以下「法」という。）第４２条第１項の規定に基づき、上下水道局（以下「局」という。）において設置する水道事業及び工業用水道事業に係る電気工作物（法第３８条第３項に規定する自家用電気工作物をいう。以下同じ。）の工事、維持及び運用に関する事項を定め、電気工作物の保安を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

（１）設置者 上下水道事業管理者をいう。

（２）事業場の長 川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和５６年川崎市水道局規程第９号）第１条に規定する課並びにこれに相当する所、センター及び場のうち、別表第１に掲げる電気工作物を管理する課、センター及び場の長をいう。

（３）主任技術者 第１０条第１項の規定に基づき選任された者をいう。

（４）従事者 主任技術者の指示を受けて電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）に従事する者をいう。

（適用範囲）

第３条　この要綱は、局において管理する別表第１に掲げる事業場に設置された電気工作物に適用する。

（法の遵守）

第４条　第２条各号に定める者は、電気事業関係法令（以下「法令」という。）及びこの要綱を遵守しなければならない。

第２章 保安業務の運営管理体制

（保安業務の組織）

第５条　保安業務の組織は、別表第２のとおりとする。

（設置者の義務）

第６条　設置者は、電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、事業場の長及び主任技術者の意見を求め、これを尊重しなければならない。

２ 設置者は、法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安にかかわる場合は、事業場の長及び主任技術者の参画の基に、これを立案し、決定しなければならない。

３　設置者は、所管官庁が法令に基づいて行う検査及び審査には、事業場の長及び主任技術者を立ち会わせなければならない。

（事業場の長の義務）

第７条　事業場の長は、当該事業場の電気工作物を総括管理しなければならない。

（主任技術者の職務）

第８条　主任技術者は、事業場の長を補佐し、次の各号に定める職務を行うものとする。

（１）電気工作物に係る保安教育に関すること。

（２）電気工作物の工事に関すること。

（３）電気工作物の運転及び操作に関すること。

（４）電気工作物の災害対策に関すること。

（５）保安業務の記録に関すること。

（６）保安用器材の整備及び保管に関すること。

（７）電気工作物に係る書類の整備及び保存に関すること。

（従事者の義務）

第９条　従事者は、保安上必要な主任技術者の指示に従わなければならない。

（主任技術者の選任及び解任）

第１０条　設置者は、法第４３条第１項の規定に基づき主任技術者を選任するものとする。

２　主任技術者は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、その意に反して解任されないものとする。

（１）昇任、転任、退職等のとき。

（２）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（３）法令若しくはこの要綱に違反し、又は職務を怠り保安上不適当と認められるとき。

（４）刑事事件により起訴されたとき。

（主任技術者の兼務及び兼任）

第１１条　設置者は、主任技術者を常時勤務する場所以外の事業場の主任技術者として選任する場合（電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第７７号）第５２条第４項ただし書の規定による場合を含む。）は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

（１）出勤する回数は、電気工作物の設置、改造等の工事の場合にあっては週に１回、その他の場合にあっては月に２回以上とする。

（２）出勤する時間は、１回につき４時間以上とする。

２　事業場の長は、主任技術者が常時勤務する場所及び連絡方法について、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくものとする。

３　事業場の長は、保安業務に必要な事項を主任技術者に連絡するための責任者を指名しておくものとする。

（主任技術者不在時の措置）

第１２条　事業場の長は、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に備えて、その業務を代行する者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

２　代務者は、主任技術者が不在となった場合は、あらかじめ主任技術者に指示された職務を行わなければならない。

第３章　保安教育

（保安教育）

第１３条　事業場の長は、主任技術者の参画の基に、従事者に対し、保安業務に関し必要な知識及び技能の教育を行わなければならない。

（保安に関する訓練）

第１４条　事業場の長は、従事者に対し、電気事故その他非常災害が発生したときの措置について、必要に応じ実施訓練を行うものとする。

２　前項に定める訓練は、主任技術者が指導するものとする。

第４章 工事の計画及び実施

（工事計画）

第１５条　事業場の長は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するに当たっては、主任技術者の意見を求めなければならない。

２　主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するための主要な修繕工事及び改良工事については、年度計画書を作成し、事業場の長に提出するものとする。

（工事の実施）

第１６条　主任技術者は、電気工作物に関する工事の実施に当たっては、事業場の業務と調整を図り、事業場の長の承認を得なければならない。

２　主任技術者は、電気工作物に関する工事の施行に当たっては、必要に応じ事業場の長の承認を得て作業責任者を指名し、これを指示するものとする。

３　主任技術者は、前項に規定する工事が完成したときは、直ちに保安上支障のないことを確認しなければならない。

４　電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、当該工事が完成したときは主任技術者においてこれを点検し、保安上支障ないことを確認しなければならない。

第５章 使用前自主検査

（使用前自主検査）

第１７条　設置者は、法令に基づく使用前自主検査を行うときは、主任技術者の指導、監督の基に必要な検査要員を配置し実施しなければならない。

２　設置者は、使用前自主検査に関する工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を５年間保存しなければならない。

第６章　保守

（巡視、点検及び測定）

第１８条　電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第３に定める基準に従い、主任技術者が事業場の長の承認を得て計画的に実施しなければならない。

２　巡視、点検又は測定の結果、法令の定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、主任技術者が事業場の長の承認を得て当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するように維持するものとする。

（事故の再発防止）

第１９条　主任技術者は、事故その他異常が発生した場合は、必要に応じ精密検査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第７章 運転又は操作

（運転又は操作）

第２０条　主任技術者は、電気工作物の運転又は操作に当たっては、次の各号に定める事項について、あらかじめ定めておかなければならない。

（１）平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作に必要な機器の運転方法及び操作順序並びに指令系統及び連絡系統

（２）電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限する等の応急措置並びに報告事項

（３）電気事業者の変電所又は営業所との連絡事項

（４）緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法

２　主任技術者は、前項各号に定める事項について、受電室その他機器の設置箇所の見やすい場所にあらかじめ掲示しておかなければならない。

第８章 発電設備の長期間停止等

（長期間の停止等）

第２１条　主任技術者は、発電設備を停止する場合において設備の保守に必要と認めるときは、主要機器の点検及び防じん、防せい、防湿等の対策を講じるものとする。

（運転の開始）

第２２条　主任技術者は、停止していた発電設備の運転を開始する場合において保安上必要と認めるときは、別表第３の日常（巡視）点検に定める項目の点検を行うほか、試運転等を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

第９章 災害対策

（防災体制）

第２３条　事業場の長は、災害その他非常事態（以下「災害等」という。）に備えて、電気工作物の保安を確保することができるよう常にその体制を整備しておかなければならない。

２　主任技術者は、災害等が発生したときは、従事者を指揮して保安の確保に努めるものとする。

３　主任技術者は、災害等の発生により危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

４　主任技術者の不在時には、代務者は、迅速に主任技術者に連絡し、その指示を受けるものとする。

第１０章 記録

（記録等）

第２４条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、巡視点検記録書（第１号様式）及び電気関係事故報告（第２号様式）により行うものとする。

２　主要電気機器の点検、測定及び保修に関する記録は、主要電気機器の点検測定保修記録書（第３号様式）、保修工事報告書（第４号様式）その他必要とする事業場が定める記録書等により行うものとする。

３　前２項の記録は、５年間保存するものとする。

第１１章 責任の分界

（責任の分界点）

第２５条　電気事業者との責任の分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

（需要設備の構内）

第２６条　需要設備の構内は、別図第１から別図第４までのとおりとする。

第１２章 雑則

（危険の表示）

第２７条　主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等で危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するような表示を設けなければならない。

（測定器具類の整備）

第２８条　主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備し、これを適正に保管しなければならない。

（設計図書類の整備）

第２９条　主任技術者は、電気工作物の新設、増設、改造等が行われた場合における設計図、仕様書、取扱説明書等については必要な期間整備保存しなければならない。

（手続書類等の整備）

第３０条　主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他重要文書についてはその写しを３０年間保存しなければならない。

（電磁的記録の保存管理方法）

第３１条　電気工作物保安に関する書類を電磁的記録により保存管理する場合は、次の各号によるものとする。

（１）複製を作成すること。

（２）必要に応じ同一又は他の種別の記録媒体への変換、データ・ファイル形式の変更等の措置を講じること。

（その他必要事項）

第３２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

（川崎市水道局自家用電気工作物保安規程の廃止）

２　川崎市水道局自家用電気工作物保安規程（平成３年水道局内規第２号）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年６月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年７月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年５月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

事業場名称	契約電力（ＫＷ）	事業場形態		所在地
鷺沼配水所	890	高圧	有人	川崎市宮前区土橋３－１－１
長沢浄水場	1,200	高圧	有人	川崎市多摩区三田５－１－１
長沢浄水場太陽光発電設備	1,100	高圧	有人	川崎市多摩区三田５－１－１
潮見台配水所	950	高圧	無人	川崎市宮前区潮見台４－１
細山送水ポンプ所	500未満	高圧	無人	川崎市多摩区生田１－１－１

備考

（１）長沢浄水場太陽光発電設備については、発電電力とする。

（２）細山送水ポンプ所については、実量制とする。

別表第２（第５条関係）

電気工作物を管理する課、センター及び場		電気工作物設置事業場
水管理センター	施設維持担当	潮見台配水所
		細山送水ポンプ所
	水運用センター	鷺沼配水所
長沢浄水場	浄水課	長沢浄水場
		長沢浄水場太陽光発電設備

別表第３（第１８条関係）

巡視、点検及び測定基準

点検種別／点検対象機器		日常巡視			日常点検			定期点検（注1）			精密点検（注2）		
		点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目
受電設備	責任分界となる区分開閉器 （地絡継電装置付き区分開閉器キャビネット等）	目視	1日～1週間 1日～1週間	1. 他物との接触 2. 区分開閉器、制御箱 損傷、腐食	目視	1月 1月 1月 1月 1月	1. 他物との接触 2. 区分開閉器、制御箱 損傷、腐食 3. キャビネット等 損傷、変形、亀裂、 汚損、結露、施錠状態 4. 接続箇所 変色、汚損、結露、 施錠状態 5. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 触手 測定	1年 1年 1年 1年 1年 1年	1. 区分開閉器、制御箱 操作紐の切れ、開閉表示 2. 接続箇所 過熱 3. 絶縁抵抗試験 4. 保護継電器 損傷、汚損、整定値 及び動作表示 5. 接地線 ゆるみ 6. 動作試験及び特性試験 （保護継電器との連動）			
	引込線等 （電線、ケーブル、支持物、支線、腕木(腕金)、がいし等）	目視	1日～1週間 1日～1週間 1日～1週間 1日～1週間	1. 架空電線 損傷、たるみ、 他の工作物・植物との 離隔 2. 支持物等 損傷、脱落、汚損、 腐朽、傾斜 3. ケーブル本体及び 端末部 損傷、変形、汚損、腐食、 他の工作物との離隔 4. 接続箇所 変色	目視	1月 1月 1月 1月 1月 1月	1. 架空電線 損傷、たるみ、 他の工作物・植物との 離隔、外れ、支持点間隔 2. 支持物等 損傷、脱落、汚損、 腐朽、傾斜 3. ケーブル本体及び 端末部 損傷、変形、汚損、腐食、 他の工作物との離隔、 コンパウンド漏れ 4. 接続箇所 過熱、変色 5. ケーブル保護管 損傷、腐食 6. マンホールピット 損傷、浸水	目視 触手 測定	1年 1年 1年 1年	1. 接続箇所 ゆるみ 2. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 3. 埋設表示 4. 絶縁抵抗試験			
	断路器	目視 聴覚 臭覚	1日～1週間	1. 異音・異臭、開閉表示	目視 聴覚 臭覚	1月 1月 1月 1月	1. 異音・異臭、開閉表示 2. 本体 損傷、変形、汚損 3. 接続箇所 過熱、変色 4. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 触手 測定	1年 1年 1年 1年	1. 本体 亀裂、変色、過熱、 ゆるみ、摩耗、 固定子と可動子の 接触状態、 クラッチの機能 2. 接続箇所 ゆるみ 3. 接地線 ゆるみ 4. 絶縁抵抗試験			

別表第３（第１８条関係）

巡視、点検及び測定基準

点検種別 点検対象機器	日常巡視			日常点検			定期点検(注1)			精密点検(注2)		
	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目
遮断器 開閉器	目視 聴覚 臭覚	1日～ 1週間	1. 異音・異臭、開閉表示	目視 聴覚 臭覚	1月 1月 1月 1月	1. 異音・異臭、開閉表示 2. 本体 損傷、変形、亀裂、 過熱、異音、異臭、 汚損、発錆、腐食、 開閉表示(指示、点灯) 3. 接続箇所 過熱、変色 4. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 触手 測定	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年	1. 本体 変色、ゆるみ、 固定子と可動子 の接触状態、 操作機構の不良 2. 接続箇所 ゆるみ 3. 接地線 ゆるみ 4. ヒューズ定格電流 5. 遮断器の動作試験 (保護継電器との連動) 6. 絶縁抵抗試験 7. シーケンス試験	目視 触手 測定	6年	1. 分解整備 2. 消耗部品交換 3. 測定 4. 動作試験
電力ヒューズ	目視 聴覚 臭覚	1日～ 1週間	1. 異音・異臭、開閉表示	目視 聴覚 臭覚	1月 1月	1. 異音・異臭、開閉表示 2. 本体 損傷、亀裂、溶断表示	目視 触手 測定	1年	1. 本体 ゆるみ、ヒューズ定格 電流			
計器用変成器	目視 聴覚 臭覚	1日～ 1週間	1. 異音・異臭、開閉表示	目視 聴覚 臭覚	1月 1月 1月 1月	1. 異音・異臭、開閉表示 2. 本体 損傷、亀裂、異音、 異臭、汚損 3. 接続箇所 過熱、変色 4. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1年 1年 1年 1年 1年	1. 本体 過熱、ゆるみ、 零相変流器セパレート 2. 接続箇所 ゆるみ 3. ヒューズ 溶断 4. 接地線 ゆるみ 5. 絶縁抵抗試験			
変圧器	目視 聴覚 臭覚	1日～ 1週間	1. 異音・異臭、開閉表示	目視 聴覚 臭覚	1月 1月 1月 1月 1月	1. 異音・異臭、開閉表示 2. 本体 損傷、変形、亀裂、 温度、過熱、異音、 異臭、汚損、腐食、振動 3. 接続箇所 過熱、変色 4. 接地線 損傷、外れ、断線 5. 漏れ電流測定	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1年 1年 1年 1年	1. 本体 固定 2. 接続箇所 ゆるみ 3. 接地線 ゆるみ 4. 絶縁抵抗試験			

別表第３（第１８条関係）

巡視、点検及び測定基準

点検種別 点検対象機器	日常巡視			日常点検			定期点検（注1）			精密点検（注2）		
	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目
高圧コンデンサ、 直列リアクトル、 放電コイル	目視 聴覚 臭覚	1日～ 1週間	1. 異音・異臭、開閉表示	目視 聴覚 臭覚	1月 1月 1月 1月	1. 異音・異臭、開閉表示 2. 本体 損傷、変形、亀裂、 過熱、異音、異臭、 汚損、腐食、ふくらみ 3. 接続箇所 過熱、変色 4. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1年 1年 1年 1年	1. 本体 固定 2. 接続箇所 ゆるみ 3. 接地線 ゆるみ 4. 絶縁抵抗試験			
避雷器 （避雷針含む。）				目視 聴覚 臭覚	1月 1月 1月	1. 本体 損傷、亀裂、汚損 2. 接続箇所 過熱、変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 触手 測定	1年 1年 1年 1年	1. 本体 ゆるみ 2. 接続箇所 ゆるみ 3. 接地線 ゆるみ 4. 絶縁抵抗試験			
母線・バスダクト				目視 聴覚 臭覚	1月 1月	1. 母線 たるみ、被覆損傷 2. 支持がいし等 損傷、脱落、汚損等	目視 触手 測定	1年 1年 1年 1年 1年	1. 母線、クランプ等 損傷、過熱、 ゆるみ、腐食 2. 支持がいし等 亀裂 3. ダクト等（接地線） 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 4. ダクト等（内部） 損傷、過熱、変色、 腐食、接続状態 5. 絶縁抵抗試験			
その他の高圧機器	目視 聴覚 臭覚	1日～ 1週間	1. 異音・異臭、開閉表示	目視 触手 測定	1月 1月 1月 1月	1. 異音・異臭、開閉表示 2. 本体 損傷、変形、変色、 過熱、異音、異臭、 汚損、発錆、腐食 3. 接続箇所 過熱、変色 4. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1年 1年 1年 1年	1. 本体 亀裂、ゆるみ 2. 接続箇所 ゆるみ 3. 接地線 ゆるみ 4. 絶縁抵抗試験			

別表第３（第１８条関係）

巡視、点検及び測定基準

点検種別／点検対象機器	日常巡視			日常点検			定期点検(注1)			精密点検(注2)		
	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目
配電盤	目視	1日～ 1週間 1日～ 1週間	1. 指示計器 指示状態 2. 表示灯 点灯状態	目視 聴覚 臭覚	1月 1月 1月 1月 1月	1. 指示計器 指示状態、損傷、汚損 2. 表示灯 点灯状態、損傷、汚損 3. 開閉器等 損傷、過熱、変色、 外れ、汚損、腐食、 接続方法不良 4. 接地線 損傷、外れ、断線 5. 保護継電器 損傷、汚損、 整定値及び動作表示	目視 触手 測定	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年	1. 開閉器等 ゆるみ 2. 裏面配線 損傷、過熱、変色、 断線、汚損、 端子のゆるみ 3. 接地線 ゆるみ 4. 動作試験及び特性試験 （遮断器との連動試験） 5. シーケンス試験 6. 絶縁抵抗試験			
受電所建物、 キュービクルの 金属箱	目視	1日～ 1週間 1日～ 1週間	1. 本体 損傷、鍵の状態、 周囲の整理・整頓状態 2. 保護柵 損傷、腐朽	目視 触手	1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月	1. 本体 損傷、変形、汚損、 発錆、腐食、雨漏、 雨雪浸入、鍵の状態、 小動物等の侵入口の 有無、 換気、塗料剥離、 照度不足、 周囲の整理・整頓状態 2. 保護柵 損傷、腐朽 3. 接地線 損傷、外れ、断線 4. 予備品(ヒューズ等) の有無 5. 消火設備等の状態 6. 標識の有無・はがれ	目視 触手	1年	1. 接地線 ゆるみ			
接地装置				目視	1月 1月	1. 端子 損傷、腐食 2. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 触手 測定	1年 1年	1. 端子 ゆるみ 2. 接地抵抗試験			
受電設備の機器								1年	1. 汚損箇所の清掃			

別表第３（第１８条関係）

巡視、点検及び測定基準

点検種別 / 点検対象機器		日常巡視			日常点検			定期点検(注1)			精密点検(注2)		
		点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目
配電設備	配電線路	目視	1日～1週間 1日～1週間	1. 架空電線 損傷、たるみ、 他物との接触 2. 支持物等 損傷、脱落、傾斜	目視	1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月	1. 架空電線 損傷、たるみ、 他物との接触 2. 支持物等 損傷、脱落、傾斜、 汚損、腐朽 3. ケーブル本体及び 端末部 損傷、変形、汚損、 他の工作物との離隔 4. ケーブル保護管 損傷、腐食 5. 吊架線 損傷、たるみ、外れ、 支持点間隔 6. 接地線 損傷、外れ、断線 7. マンホール・ピット 損傷・浸水	目視 触手 測定	1年 1年 1年 1年	1. ケーブル本体及び 端末部 腐食 2. 接地線 ゆるみ 3. 埋設表示 4. 絶縁抵抗試験			
	断路器、 遮断器、 開閉器、 変圧器、 計器用変成器、 電力用コンデンサ、 その他高圧機器	受電設備に準ずる											
	接地装置	受電設備に準ずる											
	原動機及び 付属装置	目視	1日～1週間 1日～1週間 1日～1週間	1. 本体 損傷、汚損 2. 燃料装置 (貯油槽、配管等)、 貯蔵量、漏油、損傷、 外れ 3. 冷却装置(配管等) 不凍液、損傷、外れ、 腐食、漏水	目視 聴覚 臭覚 測定	1月 1月 1月	1. 本体、 損傷、汚損、変形、 腐食 2. 燃料装置 (貯油槽、配管等)、 貯蔵量、漏水、漏油、 損傷、外れ、腐食 3. 冷却装置(配管等) 不凍液、損傷、外れ、	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1年 1年 1年 1年	1. 本体 固定、保護ヒューズ、 保温ヒーター 2. 燃料装置 ゆるみ 3. 冷却装置(配管等) 不凍液交換補充 4. 潤滑油装置(配管等) 貯蔵量、ゆるみ	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	6年	1. 消耗部品点検・交換

別表第３（第１８条関係）

巡視、点検及び測定基準

点検種別 / 点検対象機器		日常巡視			日常点検			定期点検(注1)			精密点検(注2)		
		点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目
非常用予備発電設備			1日～1週間 1日～1週間	4. 潤滑油装置 漏油 5. 始動装置 蓄電池総電圧		1月 1月 1月 1月	腐食、漏水 4. 潤滑油装置(配管等) 油量、損傷、外れ、腐食、漏油 5. 始動装置 損傷、汚損、腐食、蓄電池総電圧 6. 排気装置 損傷、腐食 7. 運転状態 温度、過熱、異音、異臭、振動、漏気、始動、停止、排気ガスの状態、換気、圧力		1年 1年 1年	5. 始動装置 空気貯蔵槽の漏気、圧力、蓄電池電圧 6. 排気装置 異音、漏気 7. 保護継電器動作試験及び特性試験			
	発電機、励磁装置、接地装置	目視	1日～1週間	1. 本体 損傷、汚損	目視 聴覚 臭覚	1月 1月 1月	1. 本体 変形、腐食、損傷、汚損 2. 運転状態 温度、過熱、異音、異臭、振動、回転、電圧発生状況 3. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1年 1年 1年	1. 接地線 ゆるみ 2. 絶縁抵抗試験 3. 接地抵抗測定	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	10年	1. 消耗部品点検・交換
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	受電設備に準ずる											
	発電設備の機器								1年	汚損箇所の清掃			
	蓄電池本体	目視	1日～1週間	1. 総電圧	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1月 1月	1. 総電圧 2. 本体 損傷、亀裂、汚損、腐食、漏液、端子の外れ、極板・セパレータの湾曲	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1年 1年	1. 液量 2. 電圧・比重・液温の測定	目視 聴覚 触手 測定	6年	1. 消耗部品点検・交換

別表第３（第１８条関係）

巡視、点検及び測定基準

点検種別 / 点検対象機器		日常巡視			日常点検			定期点検(注1)			精密点検(注2)		
		点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目
蓄電池設備	充電装置 付属装置	目視	1日～ 1週間	1. 本体 損傷、腐食、汚損	目視 聴覚 触手	1月 1月 1月	1. 充電装置 汚損、腐食、開閉器の損傷、動作状況 2. 付属設備 損傷、汚損、腐食 3. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 聴覚 触手 測定	1年 1年 1年	1. 付属設備 過熱、ゆるみ 2. 接地線 ゆるみ 3. 絶縁抵抗試験			
	蓄電池設備の機器								1年	汚損箇所の清掃			
負荷設備	電動機	目視 聴覚 臭覚	1日～ 1週間	1. 本体 損傷、温度、変色、異音、異臭、汚損、振動	目視 聴覚 臭覚	1月 1月	1. 本体 損傷、温度、変色、異音、異臭、汚損、振動 2. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 聴覚 臭覚 測定	1年 1年	1. 接地線 ゆるみ 2. 絶縁抵抗試験			
	照明設備	目視 聴覚	1日～ 1週間	1. 本体 損傷、変形、変色、異音、脱落、汚損	目視 聴覚	1月 1月	1. 本体 損傷、変形、変色、異音、脱落、汚損、防湿、防水、不点 2. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 聴覚 触手 測定	1年 1年	1. 接地線 ゆるみ 2. 絶縁抵抗試験			
	配線及び 配線器具	目視	1日～ 1週間	1. 分電盤 汚損、脱落、器具の損傷	目視 聴覚 臭覚	1月 1月 1月	1. 分電盤 汚損、脱落、器具の損傷 2. 開閉器、配線器具等 損傷、過熱、変色、異音、異臭、脱落、汚損、腐食 3. 配線 電線の被覆損傷、接続方法	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1年 1年 1年	1. 開閉器、配線器具等 ゆるみ、外れ、腐食、摩耗 2. 過負荷保護装置 整定値 3. 絶縁抵抗試験			
	その他の機器	目視	1日～ 1週間	1. 本体 損傷、汚損	目視 聴覚 臭覚	1月 1月	1. 本体 変形、過熱、腐食、異音、異臭、損傷、汚損 2. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1年 1年 1年	1. 本体 変色、ゆるみ、外れ 2. 接地線 ゆるみ 3. 絶縁抵抗試験			

別表第３（第１８条関係）

巡視、点検及び測定基準

点検種別 / 点検対象機器		日常巡視			日常点検			定期点検(注1)			精密点検(注2)		
		点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目
	接地装置	受電設備に準ずる											
太陽光発電設備	太陽光パネル 接続箱 集電箱	目視	1日	1. 本体 損傷、変形、変色、 異音、脱落、汚損	目視 聴覚 臭覚	1月 1月 1月	1. 本体 損傷、変形、変色、 異音、脱落、汚損 2. 開閉器、配線器具等 損傷、過熱、変色、 異音、異臭、脱落、 汚損、腐食 3. 接地線 損傷、外れ、断線	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	1年 1年 1年	1. 本体 過熱、ゆるみ、外れ 2. 接地線 ゆるみ、防湿、防水、 不点 3. 絶縁抵抗試験	目視 聴覚 臭覚 触手 測定	5年	1.　消耗部品点検・交換
	SCiB蓄電池	蓄電池設備に準ずる											
	パワーコンディショナー	目視 聴覚 臭覚	1日 1日	1. タッチパネル、 表示状態 2. 本体 損傷、過熱、変色、 異音、異臭、脱落、 汚損、腐食	目視	1月 1月 1月 1月 1月	1. タッチパネル 損傷、汚損、 表示状態 2. 本体 損傷、過熱、変色、 異音、異臭、脱落、 外れ、汚損、腐食、 接続不良 3. エアフィルタ 目詰まり状態 4. 接地線 損傷、外れ、断線 5. 保護継電器 損傷、汚損、 整定値及び動作表示	目視 触手 測定	1年 1年 1年 1年 1年	1. エアフィルタ 目詰まり状態・交換 2. 裏面配線 損傷、過熱、変色、 断線、汚損、 端子のゆるみ 3. 接地線 ゆるみ 4. 絶縁抵抗試験 5. 保護継電器 動作試験及び特性試験	目視 触手 測定	5年	1.　消耗部品点検・交換

別表第３（第１８条関係）

巡視、点検及び測定基準

点検種別／点検対象機器	日常巡視			日常点検			定期点検(注1)			精密点検(注2)		
	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目	点検方法	周期	点検項目
配電盤 遮断器 開閉器 変圧器 計器用変成器	受電設備に準ずる											

(注1) 定期点検(1年)は日常点検(1月)の点検項目を含む
(注2) 精密点検は定期点検(1年)の点検項目を含む

第１号様式

巡　視　点　検　記　録　書

施設名

年　　月

押　印　欄

日	曜日	時刻	記　　事	氏　　名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

（注）　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

第２号様式

電気関係事故報告

１．件　　名：
２．報告事業者 １）事業者名（電気工作物の設置者名）： ２）住所：
３．発生日時：
４．事故発生の電気工作物 （設置場所、使用電圧）：
５．状　況：
６．原　因：
７．被害状況 １）死傷：　　有 ・ 無 内容： ２）火災：　　有 ・ 無 内容： ３）供給支障：　　有（供給支障電力・供給支障時間）　・ 無 内容： ４）その他（上記以外の他に及ぼした障害） 内容：
８．復旧日時：
９．防止対策：
10．主任技術者の氏名及び所属 （保安管理業務外部承認がある場合は、委託先情報）：
11．電気工作物の設置者の確認：　　有 ・ 無

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

第３号様式

主要電気機器の点検測定保修記録書

品番		品名		場所	

仕様		摘要	

項	点　検　項　目	項	点　検　項　目	項	点　検　項　目	項	点　検　項　目
A		E		I		M	
B		F		J		N	
C		G		K		O	
D		H		L		P	

年月日	点検項目及び所感	点検者	年月日	点検項目及び所感	点検者

修理記録（年月日、箇所、修理者）	修理記録（年月日、箇所、修理者）

（注）　用紙の大きさは、Ａ３とすること。

第４号様式

保　修　工　事　報　告　書

年　　月　　日　天候　　温度　　℃

押　印　欄

工事件名又は作業名				
停止時間	月　日　時　分より　月　日　時　分まで			
機械名及び容量，相、型、屋内外、番号、製造所その他	機械名			屋内外
	容量	型式	定格電圧	定格電流
	相数	製造年月	製造番号	製造者名
請求職場				
作業記事（状況結果、改善意見、説明図等）				
絶縁抵抗その他の記録測定器名				
作業者名（社内社外）		使用資材（品名数量）		

（備考）　１、絶縁測定の場合は、使用メガーのＶならびに前回測定の分と比較記入すること。
２、１件名１葉のこと。記事は簡単明瞭とすること。
３、紙の大きさはＡ４とすること。

別図第１

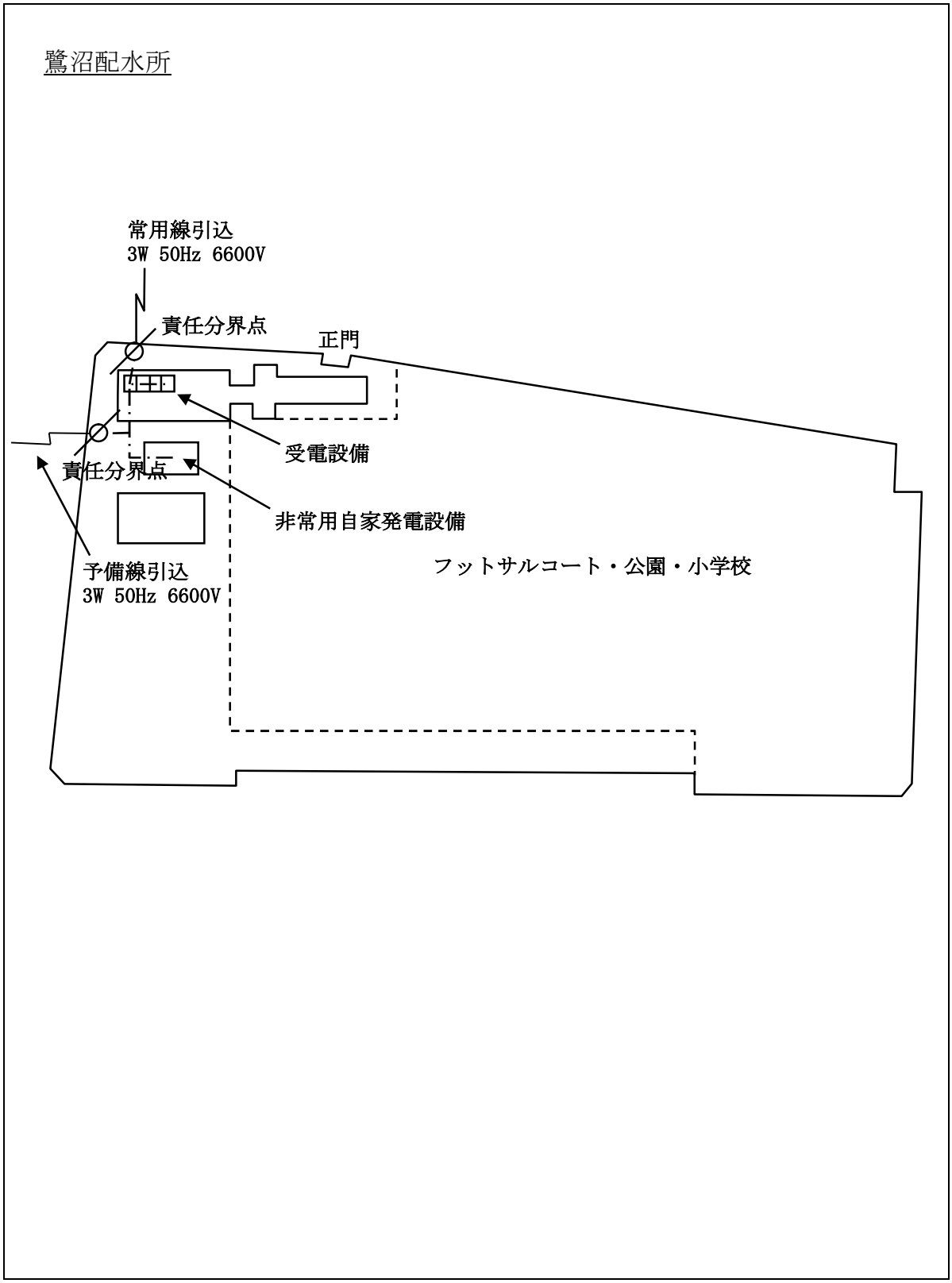
鷺沼配水所
常用線引込
3W 50Hz 6600V
責任分界点
正門
受電設備
責任分界点
非常用自家発電設備
予備線引込
3W 50Hz 6600V
フットサルコート・公園・小学校

別図第２

長沢浄水場

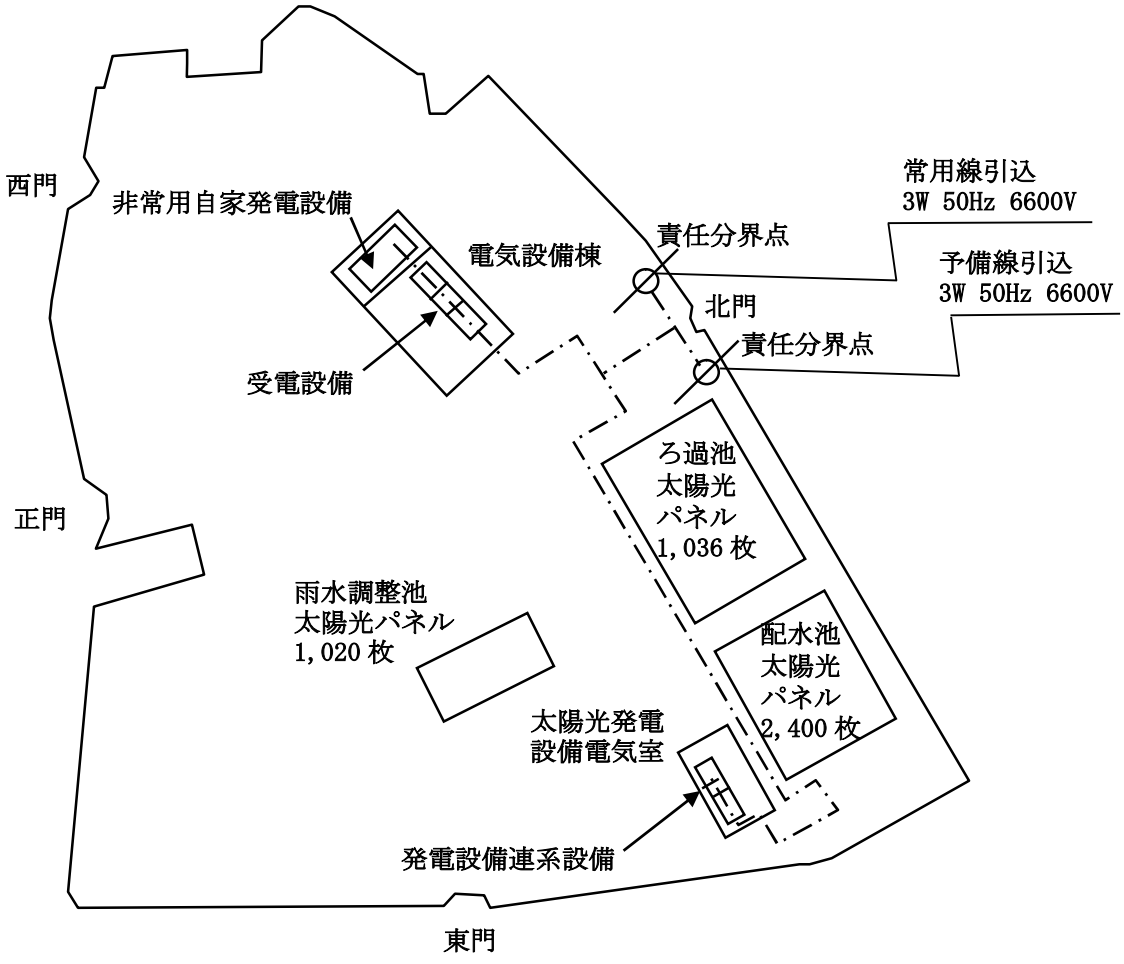
西門
非常用自家発電設備
電気設備棟
受電設備
責任分界点
常用線引込
3W 50Hz 6600V
予備線引込
3W 50Hz 6600V
北門
責任分界点
ろ過池
太陽光
パネル
1,036 枚
正門
雨水調整池
太陽光パネル
1,020 枚
配水池
太陽光
パネル
2,400 枚
太陽光発電
設備電気室
発電設備連系設備
東門

別図第３

潮見台配水所

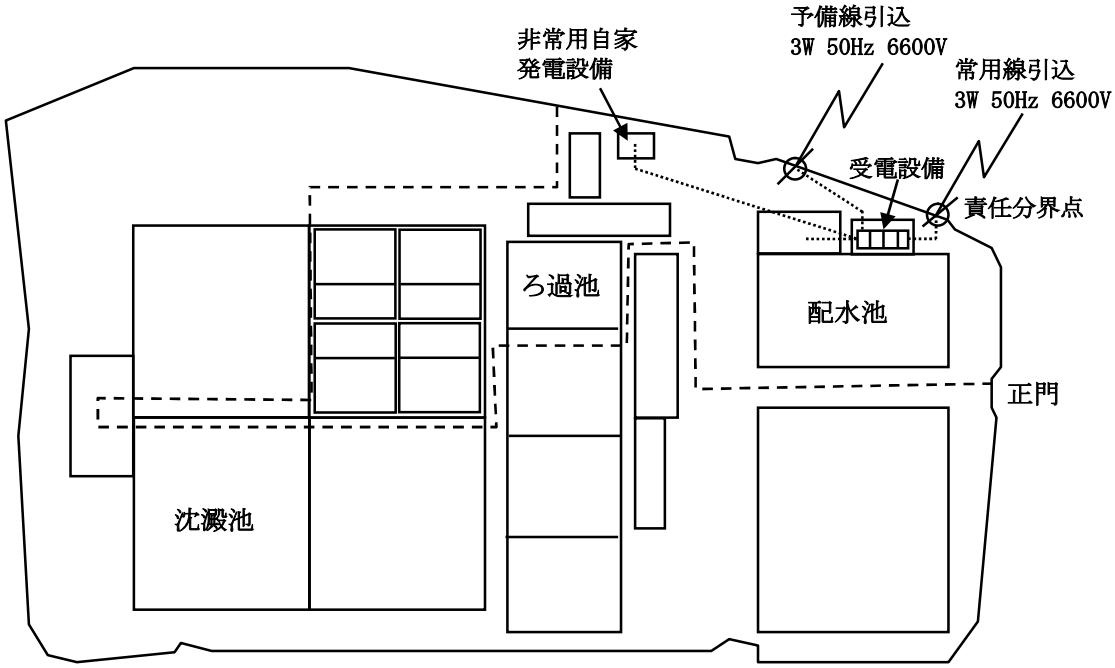
非常用自家
発電設備
予備線引込
3W 50Hz 6600V
常用線引込
3W 50Hz 6600V
受電設備
責任分界点
ろ過池
配水池
正門
沈澱池

別図第４
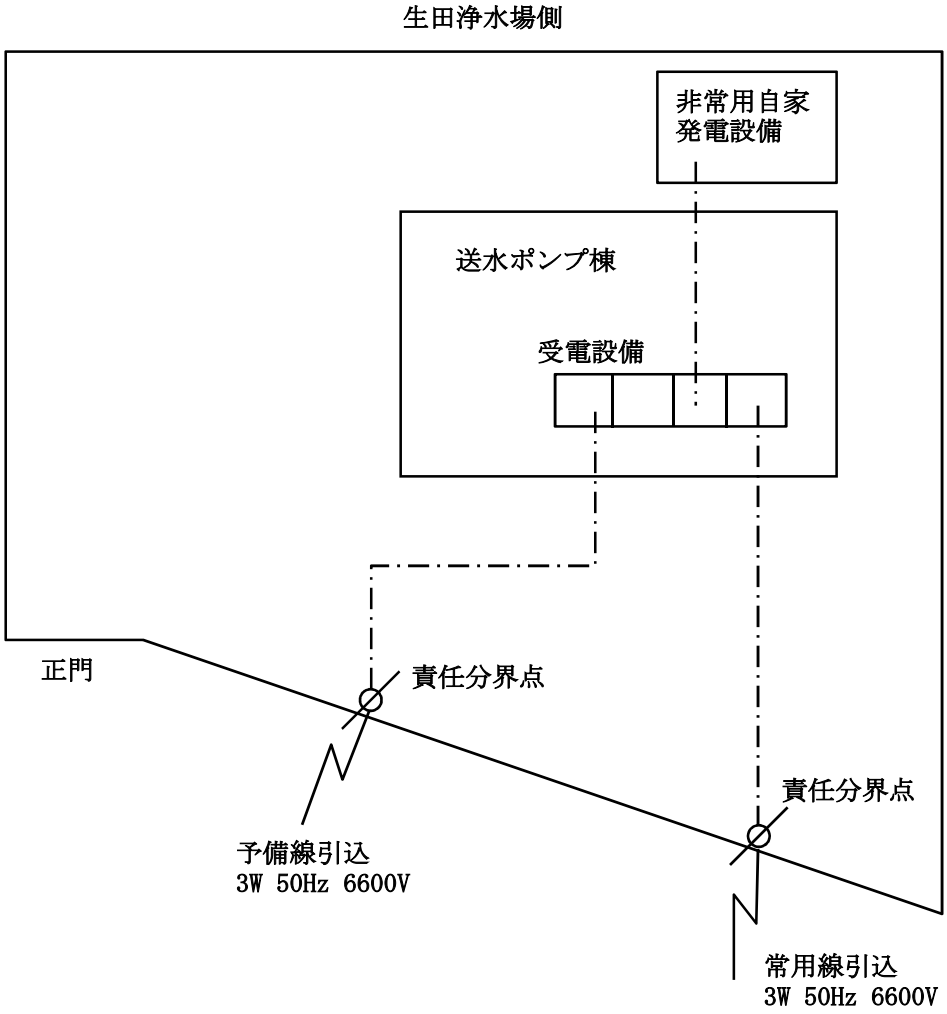
細山送水ポンプ所